

平成 27 年 7 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 27 年 7 月 24 日 (金曜日)

平成27年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年7月24日（金曜日） 午前9時～午前10時30分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員（17人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 42 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 43 号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年7月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は17名です。19番、溝端委員が欠席の届けがありました。
よって18名中17名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、7番の半田委員と9番の松山委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申
請は4件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議
案書をもとに説明します。

(議案第42号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

16番： 16番、松山です。

議長： 16番、松山委員。

16番： 現地調査は溝端委員ですが、今日は欠席ということで私が報告いたします。現地は○
○○団地の入口から500m位入った所の牧草地で、その一角に申請地がありました。実
際のところ、区切りは判らず、1ha程の畑の一部でありました。調査の結果としまし
て、今は2回目の刈取り前で、天気次第で牧草の伸びも違うということでした。秋には
新たに植付をするということで、申請地は綺麗に管理されておりました。今回の3条申
請は何も問題はないと思われれます。審議をよろしく願います。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第42号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第42号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第42号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひいたします。

議 長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： 5番、田淵です。

議 長： 5番、田淵委員。

5 番： 現地は私と同じ集落の〇〇〇でございます。集落の人家の近くにありまして、南部開発の時に開いた造成地ですが、あまり面積が広くなかったものですから、譲渡人の叔母さんが菜園畑として作ってございましたけれども、高齢になって作れなくなってしましまして、4、5年は耕作されていない状態でした。いまは、少し竹が生えているような状態です。この隣の農地が譲受人の〇〇〇氏が牧草畑として、耕作している土地でありまして、申請地の竹を払って一枚の畑にしようと、かえって良い畑になると思います。何も問題はないと思われます。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第42号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第42号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第42号受付番号3番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局：（議案第42号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明）

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長：ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番：5番、田淵です。

議長：5番、田淵委員。

5番：場所は横別府の〇〇〇の集落から〇〇の方へ向かうところです。集落から500m程の町道脇で、現在はきれいに耕運されておりました。半分はサツマイモが植えてありまして、後は何も植えてない状態でした。譲渡人が〇〇県に居住されておりまして、無償で譲り渡すということですが、譲渡人と譲受人の父親が兄弟になりまして、〇〇県の方が娘が2人しかいないということで、譲受人に無償で譲渡するということでございます。特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議長：よろしいですか。それでは採決いたします。議案第42号受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長：それでは、次に議案第42号受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局：（議案第42号 受付番号4番議案書をもとに朗読及び説明）

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長：ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2番：2番、有川です。

議 長： 2番、有川委員。

2 番： 当該農地は12件でございます。場所が多いですので簡略して説明をしたいと思いません。字〇〇〇〇〇〇番〇は〇集落の国道下になります。休耕田となっております。字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇は〇集落内より農道を登り、〇〇林道の下に位置するところになります。ここも農地整備がされておりまして、初めはきれいな農地でしたが、現在は耕作されておらず、雑草が茂っております。字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇は〇〇地区の国道を挟んで上下になります。ここも雑木が茂っております。字〇〇〇〇〇〇番〇は農道を登った集落内の中間地点の場所でございますが、休耕田となっております。字〇〇〇〇〇〇〇番〇は〇〇地区集会施設の真下になります。ここについては、利用権設定をされておりまして、今現在はきれいに耕作されております。利用権設定については、12月までの期間でございましたけれど、合意解約されております。次の字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇は農協の〇〇〇出張所の真下になります。ここにつきましても利用権設定がされておりまして、先程と同じ方で、きれいに耕運されております。調査の意見としましては、当該申請地は譲渡人があつせん申出をされていた農地で、今回譲受人が本町で農業をしたいと、熱帯果樹の栽培を主に行いたいというような意欲がありまして、売買が成立したようでございます。譲受人は既に〇〇集落内の圃場を借りてレイシの植栽をやっております。本件の荒れた農地をきれいに耕作するという確認を私もしております。農地の維持管理に協力されるものと思われまます。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

13番： 13番、野村です。

議 長： 13番、野村委員。

13番： 譲受人につきまして、町外ということですが、この3条調査表の中で〇〇〇〇法人の構成員とありますが、これはどこにありますか。

事務局： 譲受人の住所が〇〇〇市となっておりますが、この父親が〇〇〇〇法人の代表者でございます。父親は〇〇市の〇〇〇にいらっしゃるようで、本人も〇〇〇市に住所はおいでしておりますが父親と〇〇〇にいるとのこと。法人も〇〇〇にありまして、〇〇〇でレイシを栽培していると、それと〇〇〇市でもレイシを栽培しているということでございます。申請地につきまして、猿や猪、それと海岸沿いですので塩害等も説明しましたところ、その辺も充分解っていると、対策をとりますということでした。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第42号受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

2 番： 2番、有川です。

議 長： 2番、有川委員。

2 番： 21日に事務局と橋口会長、竹之内委員、瀬崎委員と現地調査を行いました。当該農地は〇〇集会施設から農道を500m程登った所でございます。現地は雑木等が繁っており入ることができませんでした。調査の意見といたしましては、長年耕作されておらず雑木が繁っており農地に復旧するには困難と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第43号受付番号2番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第43号受付番号2番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第43号受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、25ページをお開きください。

(議案第43号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議 長： 10番、愛甲委員。

10番： 7月21日に事務局、瀬崎委員、申請人の〇〇〇〇と現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、広域農道の〇〇〇〇の〇〇〇〇の手前の信号を県道の〇〇〇〇方面へ

50m位の所より東へ、町道というより林道と言った方がよい道を 100m位行った所がありました。調査の意見といたしましては、三方を 40 年以上前の杉林に囲まれ、申請地も杉林で農地への復旧は困難な状況でした。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長： これより、質疑に入りますが、○の議題でございますので、席を外させていただきます。職務代理の溝端委員が欠席ですので年長者の瀬崎委員に進行をお願いします。

(○○委員 退席)

瀬崎委員： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

瀬崎委員： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 4 3 号受付番号 3 番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

瀬崎委員： 全員賛成ですので、議案第 4 3 号受付番号 3 番は、非農地として証明することに決定いたします。

(○○委員 入席)

議長： 次に、議案第 4 4 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 28 ページの議案第 4 4 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 4 4 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： それでは、これより質疑に入りますが、○が受付番号 5 番に議題提出がありますので席を外させていただきます。瀬崎委員に進行をお願いします。

(○○委員 退席)

瀬崎委員： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

瀬崎委員： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第44号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

瀬崎委員： 全員賛成ですので、議案第44号は計画のとおり決定いたします。

(〇〇委員 入席)

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成27年7月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員